

平成28年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成28年9月8日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成28年9月8日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	理事(会計管理者)	今泉 俊裕
総務課長	満行 誠	都市整備課長	安河内 久人
地域振興課長	安河内 隆	まちづくり課長	櫻木 幹夫
上下水道課長	石井 浩二	健康福祉課長	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	税務課長	甲能 裕和
子ども教育課長	御手洗 文生	社会教育課長	川津 政文
総務課参事	平山 幸治	総務課課長補佐	諸石 豊
監査委員	百田 清二		

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

本日は5名の一般質問者がおっております。持ち時間は1時間でございますから、ゆっくり時間がございますので、質疑をしっかりと行っていただきたいと思っております。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を通告順に質問を認めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。出席議員1番、日本共産党、児玉求です。

ただいまより、一般質問を行います。

まず、質問の要約から入ります。

1、子どもへの安全性が担保されないフッ化物洗口は中止すべきです。虫歯予防対策として、町内3小学校で9月からフッ化物洗口が実施されます。フッ化ナトリウムは劇物に指定、毒性が強く神経系を冒し、水溶液はアルカリ性を示し、ガラスを溶かします。洗口（洗口液0.2～0.1%）での急性中毒、過敏症状の危険性があり安全性が担保されていません。

本町の中学1年生の虫歯は、現在治療中の虫歯を含め平均2本以下で、歯科検診等により年々減っております。作業手順は担当教師だけで対応できるのか。虫歯予防の基本はまず歯磨きです。二、三小でも歯科衛生士等による指導を実施する体制づくりが必要です。子どもの安全性が最優先です。

資料をお配りしてありますので、ぜひ参考にしてください。

5枚目を開けていただきますと、須恵町の糟屋学校歯科医による資料ですが、虫歯の状況が載っておりますので、5枚目を参考にしてください。これです。ここを見てください。

フッ化物洗口のフッ化ナトリウムは無色の結晶であります。猛毒のフッ化水素と炭酸ナトリウムの化合物です。用途は木材の防腐剤に使用され毒性があり、粉末は粘膜を刺激し神経系統を冒すので、工場では防毒マスク、ゴム手袋を使用する必要があります。フッ化物水溶液は薄めれば毒性は低くなりますが、化学物質として毒であることには変わりありません。

なぜ、子どもに毒性のある物を口に入れさせる必要があるのか。虫歯予防対策として、三小で9月よりフッ化物洗口が実施されますが、本町の中学1年生は、虫歯は現在治療中の虫歯を含め平均2本以下で、3歳児健診時の歯科衛生士による歯磨き個別指導、また父兄の虫歯対策効果で年々虫歯は減っております。虫歯予防の基本は毎日三、四回の丁寧な歯磨きです。第一小は昼食後の歯磨きが実施されております。二、三小を含めて歯科衛生士等の専門家の指導を受け、まず正しい歯磨きの習慣をつけるための設備、時間をつくるのが重要ではないでしょうか。

WHOでは、1994年6歳未満の子どもへのフッ化洗口は禁止されております。アメリカでは、フッ素が入っている歯磨き粉には6歳以下の手の届かない場所に保管することと表示をされております。

ここでお尋ねいたします。父兄への集団フッ化物洗口のフッ化ナトリウムの危険性は周知徹底されたのでしょうか。

また2番目に、フッ化物洗口の安全性は確立されているか。

3番目に、フッ化物洗口の実施責任者は誰で、どのように責任をとるのか。

4、年間予算の出所、予算額は。

集団予防接種によるC型肝炎、また子宮頸がんワクチン等薬害などもあり、学校での集団洗口は劇物を扱う医療行為であり、担任、養護教諭に監督責任が負荷され、学校運営にはなじみません。虫歯が減少している今、安全性に疑問のあるフッ化物洗口をする必要性はないのではないのでしょうか。希望者は歯科医院で受診し、町はその補助をすべきである。学校は子どもの安全・安心を守るべきで、危険な集団フッ化物洗口は中止すべきである。

以上であります。

再度ちょっと繰り返しますが、1つ、父兄への集団フッ化物洗口のフッ化ナトリウムの危険性は周知徹底されたのでしょうか、これが1つですね。

2つ目に、フッ化物洗口の安全性は確立されているか。

3番目に、フッ化物洗口の実施責任者は誰でどのように責任をとるのか。

4番目、年間予算の出どころ、予算額は、であります。

町長、教育長お答えをお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。

質問内容が若干変わった部分がありますが、内容入っておりますので、通告の内容に従って、答弁させていただきます。

御質問は5点、たしか通告内容が出ておりました。

1点目の安全性についてでございますが、オラブリスというフッ化洗口剤を現在使用しております。オラブリスは医薬品であります。これを水に溶かして先ほどもおっしゃったように使用いたすところでございます。フッ化物洗口液は水に溶かしたもので医薬品に当たらず、危険性がないもので劇薬ではないとの歯科医師会の報告があります。そして、学校で児童が利用する洗口液は薬剤師が調製したもので、希釈された低濃度のものであり、それを学校に配付し、養護教諭が各クラスに小分けし、各教室で実施するという手順で週1回行います。

集団洗口についての安全性については、児童が1回に使用するフッ化物洗口の量は10ミリリ

ットル程度で誤って飲んでしまっても問題のない量であり、安全であるとの報告を受けております。また久山町が30年以上実施しておりますが、一度も事故と報告があっておりません。全国的にも事故は起こっていないということです。

2点目につきましては、須恵町全小学校で実施していますので、教育委員会、学校ということになります。これは責任がどこにあるかということですね。また、万が一問題になった場合は、この事業を推進している県、国にも及ぶものと考えております。

3点目のフッ素洗口の必要性がないということについては、乳歯から永久歯に生え変わる学童期にフッ素洗口を実施することが効果的であると考えています。歯科医師会からフッ化物洗口は虫歯の多い児童、少ない児童いずれにも効果的で、小学校時代のフッ化物洗口実施が成人においても、虫歯の予防効果の持続をもたらすことが明らかになっていると説明がありました。

また、歯科医院で受診した者に補助することについては、費用負担の面からも、あるいは事務処理上においても難しいのではないかと懸念されます。集団によるフッ化物洗口にかかわる1人当たりの費用は、年間600円程度です。これが虫歯予防につながれば、補助を行うよりも効果的ではないかと考えております。

4点目でございますが、先ほど申しました1人当たり600円費用が必要で予算としましては、毎年100万円程度の予算計上となります。開始年度の費用負担については、福岡県から委託を受けた福岡県歯科医師会が負担することになっています。

5点目ですが、正しい歯磨き習慣を身につけるための普及啓発、学童期における虫歯予防のため、フッ化物の科学的根拠に基づく虫歯の予防法について、正しく理解し実践できるようにきめ細やかな普及啓発を行うことを、歯科口腔保険推進計画で策定されています。また、歯磨きの推進については、第一小学校が実施していますが、二小、三小でも専門家を招聘して、教師や児童に対して歯磨きについての研修を行っており、指導もしております。この歯磨きに加え、フッ化物洗口を実施することで、より虫歯予防の効果が上がると考えております。

最後になりますが、この事業を開始するため事前に学校教職員、事務に携わる養護教諭、そして保護者に対し歯科医師会からの説明を行っております。その結果、利用したい保護者の小学生94.7%の申込者のみ実施しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、教育長のほうからきめ細やかに報告があったわけでございますが、この報告によれば、怖いものではないというふうなことが言えると思います。

今、県のほうで、昨年从这个事業を県の予算として組んでおるわけでございますが、本町は全小学校3校、それをやろうということで決めたのは須恵町だけです。県下で一番早いわけでご

ざいまして、それについても20年ぐらい前は、いろいろとフッ素塗布については問題があっ
ておりましたけども、このWHOの1994年といえは22年前のデータですよ。そんな古いデー
タが今公表されていかにも正しいように言われても、このことに反対する理由というのは1つだ
けです。教職員組合です。したくないからやらないという理由。この理由づけをやっているわけ
でございます。何も問題はありません。

今中学生の虫歯が2本以下って、それは1歳半でフッ素塗布をするからですよ。国を挙げて今
やっておるわけでございます。国が安全といっておるわけでございますので、何も我々は国を信
用するというのもちょっと問題あるかもわかりませんが、全国各津々浦々やっておるわけござ
いまして、何も問題が出ていない。それをとりたてて問題があると、そういうことではないとい
うふうに思っております。

これはあくまでも任意性でありまして、94%の人たちが受けます。受けない人は人権の問題
がありますので、そこで水だけでグジュグジュっとしていかにもやっているような形をとらせま
す。そういう問題も配慮しておるわけでございます。

そして、あなたの言い方としては、歯科医院に希望者行かせればいいじゃないか、劇物で人間
の体にとってよくない物を病院にわざわざ行かせるというのもおかしい話でございます、これ
は害がないからですね。そして歯磨きよりも簡単にそれができるわけでございますので、集団生
活の中ではそれが一番いい。二小も三小も歯磨きについては、やろうということしております。
この歯磨きプラスフッ素とかによって虫歯予防につながればというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 私、先ほども申しましたけど、その毒性はないというふうなことを
おっしゃいましたが、フッ化ナトリウムを誤飲した場合に、フッ化ナトリウムと塩と胃の内分
泌で、劇薬のフッ化水素が発生して、これが緊急に体に異常を来すと、そういうこともあるわけ
あります。実際きょう資料にはあれですけども、問題は熊本県とか出ております。緊急搬送され
たとかそういうのは、きょう資料としては出てませんが、出とります。

そして、6歳未満のときにフッ素塗布をしますと、非常に歯が成長を阻害されて虫歯にはなら
ないですが、永久歯が出たときに非常に歯がもろくなる、そういうことが言われております。斑
状歯というふうなことですね。

虫歯をなくすというためにフッ化洗口、フッ化塗布があるわけですが、3歳児、6歳児未満に
塗布をしますと永久歯を虫歯にはなりません、永久歯。

○議長（三角 良人） 児玉議員、小学校のやつでしょ。6歳未満って小学校行ってませんよね。

○議員（1番 児玉 求） いえいえ、ちょっと待ってください。

○議長（三角 良人） あなたの質問は小学校のフッ素でしょうが、それ言わなでしようもん。間違ってますが、あなた、ほんなごと。

○議員（1番 児玉 求） 町長が今言われたんでお話をしとるわけですよ。

○議長（三角 良人） 一般質問は小学校にフッ化洗口液を使うなという話でしょ。

○議員（1番 児玉 求） そうですよ。

○議長（三角 良人） 何でそんな話をするんですか。違うでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてください。

先ほど町長が言われた、虫歯がないのはフッ素塗布するからだ、しかし6歳未満に永久歯の前にフッ素を塗布しますと、これは先ほども言いましたが、斑状歯というふうなちょっと黄色っぽくなりまして、永久歯・・・一番大事な永久歯が強くならんということが実証されております。

そして、きのう私ちょっとネットで見たんですけど、父兄にお話したのは、こういうフッ化物洗口の危険性については、どの程度父兄に知らされたかと。これは私、先ほど言いましたように、集団予防接種によるC型肝炎、それと子宮頸がんワクチン、これも安全ということで。しかし非常に今、複合性なり、アレルギー体質の生徒がふえとる中において誤飲して、それが胃の中で猛毒のフッ化水素になると。濃度は低いにしても毒性はやっぱ変わらないと。そういうことを集団で今までの歴史の中から、集団予防接種がなくなるような状態になってきとるのに、それを県の要請ということでされると。

これはやはり先ほどおっしゃったように、町長が言われたように、受けない人は受けないでいいということだけど、その前に父兄に周知徹底がされてないんじゃないかと思うんですね。私がお話したような。

○町長（中嶋 裕史） 言ったでしょ、報告したって。学校に歯科医師会が来てから・・・。

○議長（三角 良人） 町長、町長、まだ質問が終わっとらん。

○町長（中嶋 裕史） 聞きよらんでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、ですから。

○議長（三角 良人） いやいやじゃないって。

○議員（1番 児玉 求） その内容自体が、私きのうちょっとネットで見たんですが、いわゆるブクブクうがいと、しかしこれは私が言うように、劇物なんですよ。劇物は。

○町長（中嶋 裕史） 劇物じゃないって言ようでしょうもん。

○議員（1番 児玉 求） これは劇物なんですよ。

○町長（中嶋 裕史） 原種、混ぜとらん薄めとらんとは劇物かもわからんけど。

○議長（三角 良人） ちょっとちょっと、あなたたち個人で話さんこと。質問の要約をきちっとしてください。

○議員（1番 児玉 求） はい。だから、町長に対する反論でお話します。

先ほど私がお話ししましたとおり、これはいわゆる千倍ぐらいに薄めるわけですが、0.2か0.1%ですが、もともと木材の防腐剤に使用されとって、それを薄めれば毒性は低くなるけど、化学物質として毒であることはかわりはないわけですよ。そしてもし何かあって、そのとき誰が責任をとるのかと、現場にいた教師か養護教諭が責任をとるのか教育長がとるのか県がとるのか。

○議長（三角 良人） あなたね、ちょっと待ってください。答弁ちゃんと聞いてますか。

○議員（1番 児玉 求） いや、聞いてますよ。

○議長（三角 良人） 聞いてないでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてます。

○議長（三角 良人） 聞いとれば、そういうような質問になりません。

○議員（1番 児玉 求） いやいや。

○議長（三角 良人） もうあなたはほんなこつ。もう1回ちょっと。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、もうそりゃ聞きました。

○議長（三角 良人） 聞いてないから、そんな質問でしょうが。

○議員（1番 児玉 求） だから、しかし。

○町長（中嶋 裕史） 責任も結果もそういう原因がなからなそういう責任とりようがないでしょ。どういう原因で起こったかっていうことを言わんと。それならどこに責任があるんですか。

○議員（1番 児玉 求） だから、ブクブクうがいをする1分間うがいをしたときに、誤飲したときね。

○町長（中嶋 裕史） それにしても問題ないって言うたじゃないですか。

○議長（三角 良人） ちょっと、町長。本当に聞いてます、ちゃんと、児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてます。いやいや、今までの歴史から見て、先ほど言ったように、そうでしょC型肝炎でも注射を回し注射して、きのうの会議でありましたけど700万円かかると、インターフェロンで。そういう昔、集団予防接種で全員が病気にならなばいいと思うけど、それがやっぱこういうふうな形になるし、子宮頸がんも安全で1回ワクチン接種すればいいと、一生頸がんならんという形やったけど、4年しか効果がないとか、そういう経過がずっとあるわけですよ。だから、それはその県が責任をとるにしても、そうなった本人といいますか、その責任の所在ちゅうのは、やっぱ県だけの問題では済まんと。やはり危険性があるものについてはですよ。

○議長（三角 良人） それも全部答えたでしょうが、県じゃなくて国まで及ぶって。それと久山町で30年間して。あなたね、答弁聞いてます、ちゃんと。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてますよ。

○町長（中嶋 裕史） 聞いてないから、そんな質問でしょうも。

○議員（1番 児玉 求） 聞いてますよ。

○議長（三角 良人） だから、要約して、何をもう1回質問したいんですか。責任をどこがとるかですか。どうですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。今ですね。

○議長（三角 良人） 再質問は、答弁に対して、これが違ってますよとか、これを考えてくださいとかいうことです。だから、何を聞きたいんですか。

○議員（1番 児玉 求） 今、先ほど町長が言われました、教職員から出ると、私も福教組の資料でお話しておりますが、これは福教組だけの問題じゃないとですよ。だから、子どもたちにちょっとでも危険のあるものを、それが安全性が出てると、それは言いますよ、国は。国でも県でも安全性が出てると言います。執行せないかんわけやけど。しかし、その責任はとれんではよ。その県の担当者なり、県という形になるわけですから、個人じゃなくて。そして、そういう被害がずっと来てるわけじゃないですか。だから、あれは集団じゃなくて、やはり希望する人は、歯科医院にかかってすべきだと私はそういうふうに思います。（「思いますじゃなくて質問をしてください。質問を。そうせんと答えられんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（三角 良人） 全部答えてます。今までこっち二人で。あなたの言ってること。

それでは、町長かどっちか。同じ答えになると思いますが、責任がどこにあると、それと久山の問題があるでしょ。それと歯科医師会のデータが。教育長お願いします。

○教育長（安河内文彦） それでは、再度おなじことになると思いますが、責任ですが、これは当然、教育委員会と学校ということになるんじゃないかなと思います。その上で、国・県も推奨しておりますので、そちらにも及ぶというふうな流れになっております。

○議長（三角 良人） 劇薬やないかとの説明があつたでしょ。

○教育長（安河内文彦） 劇薬については、これ劇薬じゃないという説明を受けてます。何でもそうですけども劇薬というのは、希釈する前は劇薬かもしれません。しかし、専門家の手を通してきちっと薄めてやってるわけでございますので、劇薬には当たらないというふうになっています。ちなみに、オキシドール、あるいはカフェインあたりも劇薬です。濃くなれば劇薬になります。0.3～0.2%のオキシドールはうがいの薬になってますし、カフェインもコーヒーや茶として服用してます。ですから、何でもそうでございますが、濃いとか多量にとるといかんと思いますけども、若干の量、あるいは薄めたものであれば、劇薬も薬になるというふうなことは、もう皆さん御存じなことだろうと思います。それと。

○議長（三角 良人） あと久山が30年。

○教育長（安河内文彦） 久山は、私が小学校の教諭で久原小学校におりました時期に、実際子ど

もたちにこのフッ素洗口していたわけですが、それ以来、その時もそうですけども、それ以後も、これをしとったからという大きな事故が起こったというふうなことございません。先ほど、もろもろ子宮頸がんの問題ありましたが、これはもう子宮頸がんがしばらくしてパット出ましたので、そんな30年も後にこれが原因やったということじゃないと思います。早期の段階で影響があるなら、いろんな問題が出てくると思います。

したがって、30年間の間、出てないということは、安全性は確保されたということで国・県のほうも推奨してきたという流れでございますので、先ほど申しましたように本町におきましては、小学校において実施もしますし、これはもう保護者、教職員含めた同意、あるいは強制ではなく選択であるというふうなことで実施していく予定にしております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 次は自席からね。ここじゃなくて、私も忘れとった。児玉議員。3問目です。

○議員（1番 児玉 求） ちょっとあれには書いてなかったんですけど、周知徹底の件についてお尋ねしたいと思います。

○町長（中嶋 裕史） 何回言うね、おんなしこと。夜も歯科医師会が来てちゃんと保護者集めて説明しとるって言よろうが。

○議員（1番 児玉 求） だから、その内容がメリットだけ説明され、デメリットの説明がなかったんじゃないですか。だからまあいいです。

教育長は先ほどおっしゃいましたが、希釈したもんだから害がないということですけど、こういう考えもあるんですよ。青酸カリを希釈したと。だから希釈しても私があればですけども、その物質的に毒性は低くなるけど、毒であることにはかわりはないと、それよりもまず歯磨きですよ。先ほど聞きましたけど、そういう体制を二小、三小ともとるというふうなお話でしたですね。だから、より歯磨きも3本やっぱ必要なんです。歯間ブラシとちっちゃいやつと普通の歯ブラシと、だからそういうふうな形で、まず安全なものを子どもたちにやっぱりしていかないかと危険な物をですよ。

○町長（中嶋 裕史） それはわかるって、集団生活で。

○議長（三角 良人） ちょっと、町長。質問は。

○議員（1番 児玉 求） 以上です。

○議長（三角 良人） 保護者に説明したかどうか。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 教育長がそれはちゃんと1問目で説明したように、保護者会で集めて郡の歯科医師会のほうできちんと説明をしております。それで問題はありません。

それと、ワクチンというのは毒物ですよ。だから、そういう概念をもったものを入れて、だか

ら人間にはどこかで害が起こりますよ。それで抗体をつくるわけですから。何でもそうなんですよ。（「毒をもって毒を制す」と呼ぶ者あり）全然毒物じゃないものを薬でも毒ですよ、全部、薬害は絶対あるわけですよ。それを自分が選択して医者もそれでこれを飲んだほうがいいだろうと飲むわけですけど。病気を治すかわりに、体のどこかに異変が起こるわけですよ。それで薬ですよ。

○議長（三角 良人） 以上をもって、児玉求議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。

通告に従いまして2問の質問をいたします。

まず1問目は、第一小学校のアスレチック場の今後についての質問でございます。

第一小学校の校舎の裏にあるアスレチックは、数年前から立入禁止になり使用されておられません。最近草が伸び過ぎ金網を超えて道路のほうまでせり出しアスレチックが見えないほど草に覆われております。

お手元の資料の1に道路側から撮った写真を提示しております。これは昨日の状況で、今朝も通りましたが、まだこの現状が続いております。ヤブカが発生するなど環境的にもよくありませんし、外部から金網を乗り越えて進入できることから、アスレチックを燃やすなどの危険性もなきにしもあらずです。また立入禁止のロープは張ってありますが、アスレチックで遊びけがをするとも限りません。

すり鉢状のこの場所は、以前は相撲場として使用されており、その後アスレチックが設置をされました。コミュニティセンターが建設されました時に、少年相撲大会の土俵を移設することとなりアスレチックを撤去し、相撲場に戻すなどの検討がされておりましたが、この場所の現在の状況はどうなっておりますでしょうか。

また、今後の活用の方法として、アスレチックを撤去するのか補修して使用するのか再度相撲場として活用するのか平らにして駐車場として活用するのかなど、さまざまな活用の仕方があると思いますが、今後のこの場所をどのように活用していくのか、活用方法についてお尋ねをいたします。

2問目ですが、お盆用品集積場所でのマナー対策についての質問をいたします。

須恵町におけるお盆用品、お供え物の集積場所は旅石墓地の集積場所から現地の形状変更に伴い、旅石は集積ができなくなったため、今年度からは11カ所が指定をされております。以前は精霊流しとして川に流していたものが、川に流せなくなった現在は集積場所に置くようになっております。

しかし、集積場所を勝手に広げておいたり火をつけたままで帰るなど、なかなかマナーが守られておりません。町としては広報紙の中にチラシを折り込んでおります。このようなチラシを折り込んでおりますが、このチラシの中には火は消して帰ること、また川には絶対流さないこと、お供え物は必ずビニール袋に入れることなどの注意を促しておりますが、守られていないのが現状でございます。

以前、旅石墓地の集積場所では、ぼやがあり消防車が出動しました。一昨年には熊本橋の集積場所でお供えの火が枯れ草に燃え広がり消防車が出動しております。民家の前での火事で住民の方たちは15日には家を空けるのが不安のため、実家にも帰れないとの声をお聞きしております。特に熊本橋の集積場所では、車で来れることやわかりやすい場所であるため多くの方がお供え物を持ってこられております。チラシで車の利用を控えるようにお願いしますとの注意書きがあるにもかかわらず、お供え物を置かれる際の駐停車により渋滞を招いており、一般の通行車両の妨げとなっております。

また、集積場所以外にも川に沿ってずらっとお供え物を置き、火を消すどころか火が消えないようにカバーまでつける始末です。お供え物も燃えやすい紙の袋に入れてある物も多く見受けられます。マナーを守らない多くの方々のために集積場所の何倍もの距離にお供え物が置かれているのが現状です。

写真2をごらんください。一番上とまだお昼でございますが、2番目も車がずらっと並んでいてお供え物の指定場所からどんどん広がって川沿いに置かれているのがわかると思います。一番下の写真は、夜になってからの写真ですが、民家の前の様子です。火がついたままのお供え物があちこちに置かれております。この後もどんどん持ってこられて、ちょうどこの収集をされる時間が夜中の2時ごろでございますが、その後もまだ持ってこられているような現状でございます。次の日に収集後の二、三個置かれているのが、現在もまだ置かれている物がございます。

このようにお盆の15日を迎えるたびに、集積場所ではないのに家の道の前にお供え物を置かれ、火事の不安や交通渋滞の迷惑など、住民の方々が迷惑をこうむり不安を抱えております。きょうも傍聴席のほうには、お困りの住民の方が仕事を休まれるなどして、三、四名見えているようでございますが、15日には消防団などの協力で見守りをお願いしたり、熊本橋の集積場所では、監視員を置いたり指定場所の終わりに立て札やカラーコーンを置くなどの対策はとれないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） それでは、第一小のアスレチックの場の今後はということでお答えします。

御質問の一番目のアスレチックの現状でございますが、第一小学校内にある自然学習園——こ

のアスレチックは自然学習園と呼ばれてるみたいですね。昭和51年に完成し約40年経過しております。この広場は少年相撲大会の会場にもなっていた場所で、当時は運動場の屋根つき土俵と、このすり鉢状になった観覧しやすい2カ所で相撲大会を行い、にぎわいを見せていたそうです。その後、昭和63年にアスレチックが完成し自然学習園で遊ぶ子どもたちがたくさんいました。平成16年に老朽化によるアスレチックの改修を行い利用しておりましたが、校内放送が聞こえない、あるいは授業の開始がわからずにまだ遊んでいる子どもがいたり、アスレチックで遊んでいてけがをする子どもがいたりして目が届かないというところがあり、学校での管理が困難となり、平成20年ごろに利用を中止しております。

2番目と3番目の質問については、現状は、施設内は雑草に覆われて人が入れる状態ではありません。また、改修してから約10年経過しておりアスレチックの再利用は難しいと考えております。現在、自然学習園の周りには、写真にありますようにフェンスに囲まれ中には入れませんので、そのままの状態ではフェンスの外側の法面だけを草刈りをしている状況です。平成25年にすこやかコミュニティセンターを建築した際、先ほど議員もおっしゃったように、仮設土俵の移設が必要となり、自然学習園を整備し相撲場をつくるという案が浮上しました。整備に要する費用と年に1度しか使用しない相撲場整備の費用対効果を考えて実施には至っておりません。

学校においても、過去に放送が聞こえない、あるいは本施設が死角になり、けがをする児童もあつたという報告を受けております。したがって、学校長より学校施設としての活用は不審者等の問題もあります。安全・安心の観点から難しいという回答を再度受けております。

以上のことから、現在のところ、自然学習園の今後の活用については考えていないというふうなこと、現状維持というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） お盆用品集積場のマナー対策ということで質問要旨の順にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございます。集積場のマナーの現状でございますが、マナーは年々よくなっていると認識しておりました。数年前に線香をつけたままということが起こりまして、消防車が出動したってことを聞いております。今年度につきましては、以前に比べて随分とマナーはよくなったと、利用されている住民の方からは聞いておりました。

2点目でございます。町内11カ所の集積場につきましては、事前に草刈り、清掃を行いまして、木ぐいとロープにより、集積場所の範囲を指定して注意事項をお知らせする看板と、火を始末するためのバケツを設置しております。特に熊本橋集積場におきましては、別に火の始末に関する看板を設置しております。また先ほど議員も申されましたとおり、広報紙に折り込んでおり

まず環境だよりやホームページにおきまして、火の始末や車を控えていただくようお願いをしているところでございます。

3点目でございます。町内箇所を消防団へ依頼しまして見回りをするにつきましては、本来の消防団の活動から考えますと難しいと考えております。

4点目と5点目でございます。今後は他の集積場の状況も含めまして調査を行いまして、火の始末、車の利用を控えていただくことなどの周知の徹底を図るとともに、必要があれば職員に言って対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人）今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） ただいまお返事をいただきましたが、1点目の第一小アスレチックの件でございますが、現状のまま撤去もせず補修で利用もできないということで今言われておりました。そして、管理が行き届かないということでございます。草も現在のままということであれば、草の丈というのは子どもの背丈以上に今伸びております、アスレチックの周り。あそこに子どもが連れ込まれて何かされてももうわからない現状ですよ、今の草丈でいえば。先ほど安心・安全の観点から難しいということでございますが、草をそのまま放置されますと環境的にも近所の方、ヤブカ等も発生しておりますし、そういうような観点もございます。できればもう使わないのであれば撤去していただくのが一番、管理上もいいかなと思いますが、予算がかかるにしろ安心・安全のためであれば、撤去なら撤去という形をとっていただいたほうがいいのじゃないかと思っておりますが、その辺を後でお答えください。

そして、けがをした子どもがアスレチックでいたということでございますが、現状アスレチックがあれば、学校の子どものさんは遊ばないにしても、よそから来られた方がちょっと入られて遊ぶということもできますし、現状の金網であれば乗り越えることが可能です。金網は足で乗っていけば乗り越えますので、安心・安全がどちらにあるのかということを考えていただきたいなど。ちょっとお金がかかっても撤去されるなら撤去をお願いしたいなど思っております。

それから、2問目のお盆用品のマナーでございますが、この件は見に行かれてないんですよ。聞いておりましたということは、これは、私が写真をつけてますのは、今年のお盆の状況でございます。熊本橋の。現状見ていただいたらわかると思いますが、これでよくなったんだとしたら、前はものすごくひどかったということです。この写真のように本当に近所の方は、車もちろんそうですし、あの辺の自分の敷地内で車の方向転換をされたりしてますし、そして一番やっぱり肝心なのは火の始末です。このように本当に火をつけられて、風が強いときは燃え移るんじゃないかと不安でたまらないと、あそこは新築が何軒かできておりますので、本来であれば集積場所ってというのは、もっと家よりも遠いところまでが集積場所なんですよ。今は集積じゃなくて、集

積ってというのは集めて積むと書きますが、集積じゃなくて今は皆さん置いて火をつけて拜まれてそのまま行かれるというような形になってるんですね。本来の集積場所っていう意味をどのように捉えてあるんでしょうかということが1点。

それから、火の始末の管理をしてくれっていう看板を立てられているということでございますが、夜持ってこられる方は看板は見えません。だから、看板を立てられてもそれをわざわざ読んで火はつけたらいけないんだなって考えられる方はほとんどいないと思います。その点が1点。

それから、今後、調査をしますということでございますが、今広報紙に注意書きを折り込んでおります。しかし、区に入っていない方にはこの広報紙はいつてないわけですね。ということは、この辺一番未加入が多いところですので、約半分の人、4割にはこの広報の用紙は届いていないというのが1点ですね。

それと、見てない方もいらっしゃると思うとすれば、5割以上の方がこういうものを見ていないということがあると思います。熊本橋と、それから旅石だけが家が付近にございます。だから私が言っているのは、家がある特に熊本橋、あそこは本当に範囲が広くて、来られる方も上須恵、南米里、大島原はもちろんですけど、藤浦、城山、一番田もあの辺の付近の方がほとんどいらっしゃるんです。それと車がとめやすいということもあると思いますし、場所もわかりやすいということもあると思います。そういう範囲が広い中で、熊本橋の監視に関しては、やはり民家も近いということもありますし、風が強い日は心配です。そして昨年まではカラーコーンがここまで置いていいですよっていうのが一応は置いてあったんです。しかし、それを超えてずっと川沿いに置かれるんです。それでやはり今後、この注意を促す広報紙も届かないような家庭の方も置かれてるということで、15日、1日なので監視員を置かれて車のと、まあ車はあれですけど、火の始末、そしてここに置くんですよということを二、三年したら、そういうのってマナーを守られてくると思うんです。それでそういうことをやっていただけるかどうかというのを、1点質問をいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） アスレチックの件についてでございますが、これは草を刈ったり整備すると使っていいという逆にそういう思いになるかもわかりませんので、もう自然のものをやぶにして何か地域とか、あるいは学校は使いにくい死角になっているということですから学校は使わなわけですが、何かの形で使うということであれば、その時点で扱うというふうなことを考えております。無駄な出費ということになるかどうかと思っておりますので、今のところじゃあ次に何に使うかというように考えておりませんけれども、まあそういうふうな考えでございます。

それから、お盆の件でございますが、これはカラーコーンじゃなくて木ぐいとロープで範囲を示しておるわけですが、その範囲の中におさめてない。まあ、先祖を敬う気持ちがある人ですから、言えばわかってくれると思いますので、職員で対応します。

交通の渋滞については、お墓でもそうですが、盆の間はもう車は動きません。篠栗でも全然動けないような状況になっております。まあこの程度なら許せるのかなと思います。これは交通指導員会のほうにボランティアで何かしてもらえるかということのテーブルにかけたいというふうに思っております。あと11カ所もありますので職員がそこにずっと配置しとくというのは難しいわけですが、ある程度巡回をしながら地域振興課のほうで対応するというところでございますので回答といたします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今アスレチック場の1問目の件でございますが、今後、草のまま置いとくということでございますので、私としては、環境上はちょっと厳しい状況にあるのかなと、見たときにあそこいつも車で通る場所ではございますが、すごいもう外のほうまで張り出してきてるので、何とか外のほうだけでもまずは草刈りのほうをお願いをしたいと思っておりますが、今後は安心・安全の立場からどちらが安全なのか、まあどっちとも言えないんですけど、予算の関係もあると思います。それで何らかの時点で抜くということですが、今後どういうふうな活用ができるかを、検討をしていただきたいなと思っておりますので、この点はよろしく検討のほうをお願いしたいということで、検討されるかどうかのお返事を1点お願いします。

それから、マナー対策に関しましては、今本当に火事が起こってから消防署の指導もございまして、水をバケツで置いてあるということでございます。その前は、火事が起こったときは水も置いてない状況の中で火が燃えてるということで、その付近の家の方にホースと水をくださいと言ってこられたときには、もう燃え広がって消防車を呼んだという経緯がございまして、やはり付近の方は、本当に火事に対しては怖い思いを1回されてるから、風の強い日は本当に飛び火が飛んでくるとか、それとか草を刈った後は枯れてるので燃え広がりが強いという点もございまして、やはり安心できないという状況の中でございました。

しかし今、町長のほうが職員で対応していただくということでございます。まあ11カ所はございますが、今私が調べたところによりますと、熊本橋がやはり一番集積物も多いし大変困ってるというのも、家も近くにありますが、皆さんが行かれる量が全く違うということでございますが、それで熊本橋のほうは中心にやはり職員のほうで対応、見回り、そしてせっかくロープが張ってあるのに、そこに皆さん置かれないと、その何倍もの距離に広がってるというところも問題だと思いますので、そのロープが張ってあるところに置いていただければ、家のほうの方たちも住民の方たちも文句は出ませんし、しっかりとそこができるようになれば大丈夫だと思います。職員で対応していただくということで、非常にありがたい言葉をいただいて、きょう来られてる方も安心をされたと思います。また、交通に関しては指導員さんのテーブルにかけていただけるということで、これが来年実行されることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。休憩に入ります。

午前10時03分休憩

午前10時14分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、白水勝元議員。

○議員（3番 白水 勝元） 3番議員、白水勝元です。

須恵町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な事業として掲げられたシンボルである皿山公園の整備推進、これについて具体的な実施計画についてお尋ねいたします。

通常、皿山公園の美化作業は——美化作業といえば、草取りや簡単な枝打ちなどですね、町有林管理人によってなされていると思います。ここで、ある程度費用がかかる。例えば予算化が必要な公園の整備は実施計画が必要だと思います。

例えば、公園のツツジについても、整備が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。約3万本のツツジは10年以上経過して、背丈が2メートル以上となり、見る位置によっては枝しか見えません。また、着花率も低下しているように見受けられます。伸び過ぎたツツジは低い位置からでは花は見えないし、最近はよい状態の着花と申しますか、花が咲いたのを見ていません。

第5次須恵町総合計画の振興計画の観光振興では、このように書いてあります。若杉山や皿山公園などの自然環境や地域にある史跡や文化を再確認し、観光資源としての活用を促進しますとあります。これらを総合的に踏まえた実施計画の立案について問います。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） 安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） それでは、皿山公園の整備実施計画は、ということでお答えしたいと思います。

質問要旨の順番と前後いたしますけれども、よろしくお願ひいたします。

皿山公園は、四季折々の花など自然が楽しめる住民の憩いの場として、また、岳城山から若杉山にかけてのハイキングコースとしての利用をされております。

まず、1点目でございますが、総合戦略に掲げております皿山公園の整備推進につきましては、

須恵町に住みたい、住み続けたいと思える魅力ある住環境を形成し、須恵町が有する住環境の魅力を発信していく上で、自然公園との位置づけから、森林機能に重点を置いた自然環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

具体的な整備といたしましては、草刈り、不良木の除去、遊歩道の維持補修及びベンチ設置などの追加などを計画しております。

また、皿山公園周辺は自然公園の様相を形成している保健、レクリエーション機能が高い森林地域となっており、森林の有する多面的な機能を確保するため、須恵町森林整備計画に基づいた整備。方向性といたしましては、自然との触れ合いや学びの場として提供する観点から、自然環境や植物群落を有する広葉樹を導入しまして、多様な森林整備を推進したいと考えております。

4点目ですが、総合計画に掲げております観光振興といたしましては、福岡市内からのアクセスの優位性を生かした観光資源としての活用を促進したいと考えております。

現在の取り組みといたしましては、福岡地区観光協会と周遊ルートを共同で作成しまして、情報誌等を活用したPRを実施したところでございます。今後の方針としましては、商工会や地域と協力した相互観光ネットワークや観光ルートの構築を促進したいと考えております。

前後いたしました、2点目と3点目でございます。

ツツジの管理につきましては、毎年、公園内の樹木を含めました剪定業務を外部に委託発注を行っており、選定期間は、開花終了直後に行っております。先を割った花や伸び過ぎた枝を軽く刈り込みすることで、夏芽、秋芽が長く伸びるような花芽の形成に注意して調整をしております。深く刈り込みを行うと、翌年開花する花芽のついた枝まで刈り込みすることになるため、開花する場所のバランスを考慮して、伸び過ぎた枝を刈り込んでおります。

また、専門家の意見として日本樹木医会福岡県支部の理事の方に相談しましたところ、今の対処で問題はないとの回答を得ております。

議員が申されていますとおり、場所によって日当たりの違いや天候に左右されることで、開花状況が思わしくない場所もありますし、人の背丈ほどに伸びた箇所もあります。

現在の対応としましては、開花時期にホームページで見どころ、スポットを地図や写真で案内しているところでございます。

今後も、冒頭申しましたとおり、桜、ツツジ、ショウブ、アジサイ、四季折々の花など自然が楽しめる住民の憩いの場として、森林機能に重点を置いた整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） ただいま、森林機能に重点を置いたということでおっしゃいました

けども、例えば、皿山公園のツツジについてさらに言いますと、十数年前には、役場とかあるいは、高台、あるいはバスの車窓から美しく咲いたツツジが見えました。今は全く見えません。もう木に隠れてしまっている状況です。

この辺については、少し伐採や間伐するなりして見えるようにすれば、例えば、何らかの理由で訪れた人がツツジを見て、ああ、あそこの場所行ってみたいというふうに思えるようになるのではないのでしょうか。

それから、アクセスの話ですけども、公園の上部ですね、小動物園や池とあずまやのあるところへのアクセスもお考えいただきたいと思います。ツツジや紅葉の季節には、足の弱い人のためのシャトルバスなどの企画があってもよいのではないかと考えます。この点についても問います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 基本的には、くじゅう花高原だとか福知山花高原とか、そういうふうな形で整備された、非常に、何ていいますか、自然環境と外れたところできちっと整備されたといえますか、そういうふうな整備の仕方はしないと。植生に応じた形でやっぺいこうということでございますが、そうしますと、言われたように周りの木がアカマツだとか松の木あたりが上に伸び過ぎて、そしてまた桜の名所でもしておりますので、桜の木あたりがずっとはびこって、上の公園からは市内のほうが見えないという状況もありますので、それについても、若干、山の作業員さんによって切ってもらったり、いろいろしておりますけれども、できるだけ植生というか、あったものをそこに残していこうという形での自然公園というふうな狙いがありますので、なかなか、その、ツツジだけに限って、それを守っていこうというものでもないものですから、なかなか対応が難しいということ。

現在、ショウブだとかアジサイ、それから桜、それからツツジということで、四季を追って、ずっとこう登っていくというような形を考えておりますので、特段、ツツジに限ってということは難しい。そしてツツジも深く刈り込みますと、夏芽、秋芽ということで、その芽を摘んでしまうものですから、次はひよっとしたら花が咲かないということで、それをできるだけ小さくしようということ、それは計画的に、ここは大きく刈り込もうということ、翌年は花が咲きませんというふうなことでしておりますので、それはPR誌等、福岡都市圏のそういう情報誌のようなのに載せて、していきたい。

で、全て、3万本ですか、それがきれいに見えるという昔を思い出すと、ちょっと今管理の状況がおかしいのかなというふうに言われますけど、なかなかそこがうまくいかないというような状況でございます。

道路の整備にしても、シャトルバスっていうのは、そのシーズンだけぐらいは考えることが必要のかなとは思いますが、あとは、非常に、道にしても舗装すればいいんでしょうけ

れども、簡易舗装とかですね。簡易舗装するためには、一応、やっぱり、あります今の林道の側溝を整備しなければならないということですから、莫大な金がかかるわけですが、いずれは簡易舗装的なものをやって、上まで軽く登れる、あるいは車ででも登れるというような状況をつくっていきたい。

そうしますと、また荒れてくるというような状況がありますので、今のような施錠の方法もあるわけですが、その時期にはそれを外して、監視人を置くというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） よくわかりました。

それとツツジについて、何度でも言いますが、ツツジも背を低くするためには刈り込めばいいらしいです。ただし、二、三年花が咲かないかもしれないと聞いております。

ですから、それは計画的に、今年はこの場所はもう二、三年だめよというふうな感じで刈り込んで、次の低く見えるような花の咲き方を追求していかれたら非常にいいんじゃないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥でございます。

今回も、前にもしたかと思いますが、行政区再編と校区見直しの議論をということで通告しておりましたので、よろしく申し上げます。

この一般質問は、過去、何名かの議員が質問し、将来の検討課題として先送りされているテーマでございます。この課題については平成27年3月議会において、我々の同僚議員でありました藤石前議員が、5期20年の議員生活の最後に質問をされ勇退されました。本日、傍聴席にお見えでございますので、恐らく私にエールを送ってないかと思っております。（笑声）

そのとき町長の答弁では、「最後に大きな事をおみやげに置いていかれました。」と言っておられます。そして総合戦略会議にて検討したい旨の答弁がありました。答弁はされましたでしょうか。

また、行政区再編は、市町村合併より難しいと思っているときの発言があり、私もそのとおりだと認識はしております。長い歴史の地縁関係、地域文化の継承等々があるとは思いますが、しかし、行政区が抱える昨今の課題は、組合加入率の低下の問題をはじめ、校区特区、子ども教育課では選択区域と呼んでいるようでございますが、その選択区域による育成会活動の困難化や担い手の減少、区民の高齢化の複雑多様化し、町の支援なしでは解決しない事案が発生しています。

ここで、ぜひ、行政区再編を含めた、関係者によるさまざまな課題解決の議論をしてはどうでしょうか。

町例規には、行政区の適正な範囲並びに実施組織の編成について、地域の特性等に即した調査を審議する須恵町行政区審査会条例もあり、町長の諮問に応じて設置が可能だとうたっています。中嶋行政の集大成の一つとして議論を始めてみませんか。

住民自治組織である行政区と町が連携し、行政区間の規模の格差是正や行政区の運営力の向上を目指し、行政区の再編の議論の検討をお願いするところがございます。これは住民自治を充実させ、住民の皆様と行政がそれぞれの責任と役割を認識し、協働のまちづくりを推進していくための大きな一歩となるに違いありません。

ここで、町長にお尋ねします。

1つ目は、今回の事項は過去に答弁はいただいておりますが、町行政の円滑な運営を期するための須恵町行政区審議会を設置し、協議、議論する考えはありますか。

2つ目は、区の編成の検討もですが、校区も含めてやらなければならない、前に町長は言っておられますが、小学校の校区特区、選択区域による行政区の行事や育成会活動に支障が来てます。校区の再編についても考えはあるか御答弁をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 難しい、ややこしい問題を集大成というふうに言っていただき、本当に、在任の期間でそれができるのかなというふうに思っております。

今、住民が増えてきておると、住民が動いているという状況の中では、なかなか中間でそのことをやっていこうというのは難しい問題があるわけです。

この区の再編の問題の中で、前回の区の再編は大体2万人ぐらいの人口でした。20行政区にすると500世帯が、2万人で、当時は7,000ぐらいでしたので、350から400戸ぐらいで一つの行政区をつくるのがいいだろうというふうな思いで、大体400戸を基準に行政区やったわけです。

今、1万1,000戸あります。これを20行政区にすると550戸ということで、非常に地域の行政としては大き過ぎるという規模になってくる。大体400戸ぐらいが一番、公民館行政、自治行政やっていくためにはやりやすいのかなと思っておるわけでございますので、難しいと。

言いますように、今、人口が、増えたり減ったり、変わってきている状況の中で、区の再編をテーブルに上げますと、長くスパンを置かないと、住民が安定することが区の再編に一番いい時期でなかろうかと思っております。今、区長会と議会のほうで、それをテーマとして協働作業をしていただいておりますので、その作業を私どもとしては後押しするというような形で、住民の方々から発議ないし思いが伝わってきたときに、その行政区の再編というものを打ち出したいと。

それは分区であったり、あるいは合併であったり、いろいろなことが生じてくるのではなかろうかというふうに思っておりますが、まあ、タイムリーに、議会と区長会がそういうことを話し合いをしてくれるということで助かってはおるわけでございますが、それを利用したいというふうに、今、思っております。

それと、行政区再編するための基準、前は適正規模にしようということも言ったわけですが、今回するならば何を目的にするのかと。

例えば、みんな地縁血縁ということで氏神様とか農区とか、そういう形の中で考えてあるわけでございます。だから農区の方が、行政区がちょっと外れたところに行かれても、その人は元の農区に絶対入りたいと。それは自治行政の中では、一応別のところに入る。そして農区としてはそこに入るというような2つの使い分け、自治行政がやりやすいような、戸数を含めて、そういう形の分区なり、合併の区をつくっていくというのが一番いい。

今回は、私は、学校の校区の問題が非常に難しい問題であろうと。

例えば、須恵の川内からは、第一小学校が見えるわけですが、第二小学校に行っておる。それから第三小学校のところは、旅石がずっと新しく増えてきておりますので、それが第二小学校に。で、第二小学校には、だから旅石区におる人は、須恵中央駅から須恵駅まで汽車通学をいいですよと、そういう特区を認めておるわけでございますし、旅石区の方が一部、第三小に行つてあることもあるわけでございます。それから、南米里区の宇美に接したところ、あそこについては宇美の小学校に、中学校に行つていいというふうな分け方をしておる。

そうしますと、問題になってくるのが育成会の組織でございます。だから、育成会を行政区ごとに育成会をつくらなければならないのかと。これはコミュニティがありますので、コミュニティで育成会をやればどうなのかと。育成会は全戸加入を原則としておりますけれども、今のところ、全戸加入の育成会というのは少ないわけでございますので、その育成会のあり方も検討していかなければならないと。

多くの問題を抱えておりますので、今、そういう問題が起こってきているということは重々わかるわけですが、少し人口の推移が安定した状況の中で、行政としては行政区再編を掲げたいというふうに思っておりますので、藤石区長も一般質問をして終わっておりますので、須恵区の問題が一番重要になってくるんじゃないかというふうに思っておりますので、区長をしている間に何とかしたいというふうに思っておりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 町長、行政審議会の設置について問いがあつたが、それは。

○町長（中嶋 裕史） だから、もう少しこう、時期が尚早ではないかということでございます。

今、区長会と議会のそれに頼っておると。そのある程度の方針が出て、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人）続いて、御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、御質問の2点目になります、校区の見直しについてでございますけれども、小中学校の校区につきましては、須恵町立小中学校の通学区域に関する規則で規定しております。各行政区単位で小学校区それから中学校区の通学区域を決定しておるところでございます。

しかしながら、先ほど町長のほうからの答弁にもありましたとおり、平成25年度に通学距離の問題、それから通学路の安全性の観点から学校を選択することができる区域を設定いたしました。これによりまして、同じ行政区内から違う学校に通学するというすれ違いが生じておるところでございます。

また、現在では育成会の加入の問題、それから組合の加入の問題、こういったものが、この区域内でも発生をしておるといった状況でございます。

このような状況を踏まえまして、今、選択区域であります行政区内の保護者の方々と話し合いを持ちまして、御意見等を拝聴しながら、ただいま改善策について検討をしておるといった状況でございます。

校区再編につきましては、地域住民の方々の同意の上でなければ進展しないというふうにお考えしておりますので、まだまだ時間がかかるのではないかと考えております。それから、選択区域に限らず、須恵町全体の校区の見直しも将来的には考える必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 町長から答弁いただきましたけれども、先ほど、区長会と議会との話し合いをと言いましたけれども、今、その話し合いに、私、メンバーとして入ってますけれども、組合加入率の低下について、今、話し中でございまして、この再編については、まだそこまで行っていないわけでございます。

これは、約20年前に須恵町が22区から20区に再編したときに、資料がありますけれども、昭和59年に行政区審議会が全区を白紙にした状態で検討いたしまして、昭和62年10月30日に、町長より改めて諮問を受け、63年4月1日から、上須恵と大島原と南米里が3区に分かれたわけでございます。

そして最終の答申は、その年の8月8日に町長に提出されたと思っております。それが大体、計算しますと、約4年間で答申が出てるわけでございますが、そのとき、一番大きい区が800所帯で、一番少ないのが80世帯。それを大体300から400ぐらいになっとるわけでございます。

そのときの最終答申の中に、佐谷区あたりも対象に入ったんですね、新原区、現状、その推移を見てから二分化するとかいろいろありますけども、もう時代が時代、流れが違いますので、これは適用されないと、余り参考にならないと思いますけども、審議会をつくっていかなければ、トップダウンではありませんので、そこの関係者の話し合いをするかしないか、するしないは別に、審議会をつくっていただいて討論すれば、恐らく5～6年、町長は前に10年から15年かかると答弁しておりますので、まあ、そこら辺わからないと思いますけど、その時には人口が減ってくるし、また、区の状況も変わってくると思います。

それと、その30年前でございますけど、農区と財産組合は合併してもそのまま残っているということを審議会のほうは答申しております。

そういうことでございますけれども、町長、今するか、もうちょっと様子を見てって言うておりますけれども、これ一つ、先ほどの御手洗課長の答弁と関連するわけでございますけれども、今、旅石区の選択地域で、約十数名か二十、わかりませんが、行つとるわけでございます。

私、たまたま育成会の顧問しておるわけでございますけれども、旅石区の育成会長が非常に困惑しております。第三小学校に旅石区という区がありませんので、新原区のほうに子どもを預けておると。そうすると、新原区で行事があつて子どもが行くと、今度は新原区の行政区が、「親もいない子を何でうちが預からないかんのか」と、「何かあつた場合どうすんのか」と。これは耳にしたことございますけども、旅石区のほうに新原区から、「どうしてくれるとや」と、「どうかせないかんやろが」という要望もあつております。

これは、選択地域を認めただけに、こういう現象が起きるとるわけでございます。だから、これは早急に何らかのラインを引かないと、区が何かおかしくなつてしまつて、親は育成会の旅石区のほうに行く、子どもは新原に行く、ということは子どもに対して親は何もしない、区の行事に対しては新原区には行かないわけですね。そこら辺を踏まえますと、これは早急な対策を何らかの形でしなきゃいけない。

そうすると、私がこの前も行きましたけども、前々回の質問で、いつやったか忘れましたが、旅石区をそのまま第三にやったらどうかと言いましたら、新原区に大型の宅地開発があるから、そうなつてくると、今度は第三小学校が手狭になつてくるといふことも言われました。総合的に、私は、早めに審議会をつくつていろんな検討をしていただきたいと思います。

もう一つでございますが、この前、27年度に、これに関連してでございます、中部防災センターの土地を4,000平方メートルほど取得したわけでございますけれども、それが一番須恵町で大きな須恵区でございます。

先々、防災センターをつくつたとしたら、その防災センターの運営は誰がするのか。そこら辺を考えますと、一番大きい須恵区を運営に当たつてもらつて、公民館を一緒につくるなりして、

そこら辺を須恵区の分区を検討するのも、私は一つの手ではないかと思っております。

今、町長も先ほど言いましたけれども、その一般質問をして最後に置き土産をした本人が、その須恵区の区長をしておるわけでございますので、本当に、それが今、一番手っ取り早い話ができるんじゃないかと思っております。そこら辺を踏まえて、町長には早く審議会をつくっていただきたいと思えます。

一つだけ、その須恵区の防災センターのことについて、先々のお考えはちょっと、私は区と関連していると思えますので、町長に、わかるところだけでございますけれども、考えがあるならば質問させていただきます。

そして、子ども教育課長につきましては、そこら辺を、第三小学校、新原区と旅石区の仲をとってもらって、よく整理していただきたいと思っております。

では町長、すみませんが、中部防災センターと須恵区を関連してでございますから、御答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 新原と須恵。

○議員（7番 松山 力弥） 旅石区と新原区については教育長にお願いをして、中部防災センターのことについて、須恵区が一番大きな世帯、1,200世帯でありますので、そこら辺を中部防災センターと関連したらいかかかなと思うこと、その件でできる話があったらお伺いしたいと思えます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 須恵区の防災センターにつきましては、あくまでも町全体の中央にあります防災センターという考えでございます。そうしませんと、そのために県と約束して借りたわけでございますので、それが途中から変わるということはおかしいので。管理についてはこれからのものです。

だから、土地の購入に当たっては、防災センターを建てるということで起債を行っておるわけですから、今の時点でそれはできない、言えないということです。心の中にはあります。

それと同じように、分区についても、今どんどんと人が増えてきておるといふ状況、移動しておるといふ状況の中で、「俺の区は俺たちが考えたい」と、「何で町が考えないかんか」とそういうふうな、まだ空気もあるわけでございます。

だから、あくまでも地元の人たちが、ある程度、行政区、自分たちの行政区は自分たちがつくって、そして組合加入もしていただいて、そして区の運営をやっていこうという機運とあわせて行政区の再編をやらなければ、じゃあ、「何や俺らの希望は何も入ってない、もう、あれされた」と、「町内だったのが広域に入れられた」というようなことでは、非常に住民の自治意識というか、そういうものに関わってくるわけでございますので、先走って、どうだ、こうだ、とか

っていうことは非常に難しい問題がある、これがあるわけです。

町村の合併にしても、そういう問題があったわけでごさいます、だから、合併には大筋合意ということで、私も3町で合併を推進してましたけれども、最終的には、合併でいろんなメリットを考えたり、町民の人たちの気持ちを考えると、やはり合併は今すべきでないという判断で、あの当時は3町合併をやめたわけでごさいますので。

その辺は非常に微妙なところがあって、町として、その行政区をつくるのは町としての利便性だろうと。我々からしたら、どこにおろうと須恵町のどこでも関係がないというような人たち、その人たちを啓発して、やはり、町は20の行政区で、その行政区が中心となって動いているんですよということを理解していただかなければ、なかなか、方向性をトップダウンでするのは問題がある。

簡単なことをすぐ情報が流れてしまうわけですから、そこに住んでいる人たちの意思だとか、そういうものを無視するところが、市町村合併、行政区再編というか、出てきますので、だから、その辺をもうちょっと私どものほうで整理させていただいて、それから立ち上げるというふうなことでお願いしたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 教育長。

○教育長（安河内文彦） あ、一応ですね、今話し合いを若干進めておりまして、その中で、お話をその特区の地域の方々、いわゆる該当の行政区の育成会の方のお話を聞きながら調整等も部分的に行っていこうということで今進めておりますので、今後、それを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 先に町長のお答えですが、時期が来たらやるということでございす。さっきの中央防災センターについては、ちょっと私の質問離れてましたけど、それは失礼しました。

この、今、区長会とのその組合加入についての会議中で、こういうことがあったんですね。小さな区の区長さんが、ちょうど区の行政境、お宅はうちの区やからと言うたら、何と答えたと思えますか、「お宅の区は小さいから、こっちに入ると役もすぐ回って来るんで、大きい方に行く」って、こういうこと言いますね。これも一つの区が大きくなるのもパーセンテージは少ないと思えますけど、そういうこともあるんですね。

だから、町長はトップダウンではいけないと、住民の意思を尊重せないかんということでございす。それは確かにそうございす。だから、各区、その大きいところ、小さいところに推進会をつくって、それから審議会をつくるとか、少しでも小さな会議でもいいですから、その初めの準備じゃありませんけど、そこら辺も会議に出していただくようにしていただけたらどうか

などと思います。

また、今の区長さんたちは積極的に我々議会にもいろいろ打診して、いろんな勉強をさせていただいております。だから、ちょうど今がいい機会じゃないかな思っております。

それで、何でも、今町長言いましたけれども、やっぱり、住民自治の判断に任せの方が私も一番いいとは思ってますけども、それではいろんな大小の地域ができますと、やっぱり何のことも、いろんな消防団にしても何にしても、小さなところと大きいところの差が出てくると思えます。早急に、時期が来たらぜひお願いしたいと思っております。

これで私は一応終わりますけども、育成会のほうも非常に子どもが傷つく、年ごろの小学生でございまして、子どもが気を使わないような教育行政、その地域のコミュニティとかいろんなことを全体的に考えてやっていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

.....

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時55分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、世利孝志議員。

○議員（2番 世利 孝志） ちょっと微妙な時間配分ですね、本当。本日最後の質問をさせていただきます。2番議員、世利孝志でございます。よろしく願いいたします。

通告に従いまして、2質問させていただきます。

まず最初に、小学校にエアコンの設置をということで、この件につきましては、平成26年9月に、同僚議員である田ノ上議員が学校の空調施設について質問されました。そのとき、現時点ではエアコンの導入はないが、気象状況や他市町村の進捗状況によって、将来的にはエアコンの整備は必要になると考えられますとの教育長の答弁でございましたが、あれから2年、今年は例年になく平年を上回る暑い日が続く、特に7月初めから毎月30度を超え、うだるような暑さが連日続きました。いろいろ新聞にも、このように「うだる8月」ということで、九州地方の新聞にも掲載されておりました。また、9月に入りまして残暑厳しい日が続いており、このよう

な中で、児童生徒たちは毎日学校で学習に取り組んでいます。扇風機は設置されていますが、この暑さでは、効果は薄いようです。あらゆる会合の中で、保護者や子どもたちから、学校に冷房はつかんとですかというような質問、意見が入ってきます。既に福岡市は全学校に完備されており、近隣の町でも設置、検討され、2年前と状況が変わってきています。須恵町においてもその時期に来ていると考えます。また今後、温暖化の影響で年々気温は上昇すると言われており、子供たちの健康を考え、エアコンの設置が必要じゃないかというふうに考えます。そこで一つ、現糟屋地区内のエアコンの設置状況はどうなっているのか、またそれを踏まえて検討されるのか。二つ目に、町長のほうから、町長会では糟屋の動向を見ながら検討するというふうなことを、前回言っておられましたが、その後、町長会の考えは怎么样了のでしょうかということを質問したいと思います。

2つ目の質問でございます。運動会・体育会の時季を検討してはということで、本町の小中学校では、運動会が毎年5月に開催されていますが、この時季は暑さに加え、PM2.5の飛来が偏西風に乗り、高まりやすい時季とされており、健康面を考え、その時季は教室での学習に集中し、また熱中症を起こさないためにも、比較的2.5が少なく、気候も穏やかな秋に開催するとか、時季を検討してはいかがでしょうかということでございます。そこで一つ目、郡内の小中学校の運動会の開催時季はどうなっているのか。二つ目に、今までずっと5月に開催してきておりますけれども、5月に開催しなければいけない理由はあるのでしょうかという、以上2項目につきまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） エアコンの件について私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、町長会のほうでは、宇美、須恵、篠栗、久山、山が繋がっている所、山連合と我々言っておりますが、そこは検討中ということで、粕屋が設置をしたと、それから志免が、選挙で勝たれたほうが公約にしておりますので、4年間の間で検討したいというふうなことでございますが、方向としては必要であるというふうに私は考えております。それで、特別教室、多目的教室等、徐々に入れておりますけれども、国のほうの補助制度、これがいわゆる耐震のほうに現在補助金が入っております、空調関係の補助金が見つからないという状況があるわけです。これ、今のところ、私どものほうでは単独で入れておりますが、数多くあります普通教室に入れるとすれば、補助金制度があつて、確実に補助金がいただけるということであれば2億円ぐらいかかるし、これからランニングコスト等を考えますと、1,200万円ぐらい年間にかかっていくわけでございますので、それと見合わせながらやっていきたい。ただ暑い・寒いだけであれば、例えば、夏休みの期間を少し長くするとか、そして、気候のいい時土曜日に出校させるとか、そういうふうなことで対応ができるわけでございますけれども、PM2.5だとか、いろんな要素が出てきておりま

すので、それについては、窓を開けて学習するというのも同じようなことになってきますので、その間窓を閉めるということになれば、エアコンが必要になってくるというふうなことだろうというふうに思っとる。だから、気象状況だけであれば問題ですけども、社会状況というか、環境状況が変わってきておりますので、やはり空調というのは学校に必要ではなからうかと。山連合が考えるというのは、暑さ・寒さだけでは、志免、粕屋あたりからすれば2度ぐらいは温度が違うわけでございますので、その子どもたちに聞くと、あるいは先生たちに聞くと、その暑さだけですと対応できると。8月は非常に猛暑でしたが、9月に入りますともう必要はないと。うちは2学期制をとっておりますから、2学期の後半でございますけれども、うちの孫2人中学校へ行っていますが、聞きますと、「うん、まあ必要ないっちゃんない」とって本人は言う。「何で必要ない」とって言うたら、「もう卒業するけん」と言よりましたけどですね。それは冗談ですけども……。私としては、将来的にはつけていく方向で、だから徐々にはつけております。それで、一斉につけるには、国の補助金制度が整ったときにやっといこうというふうなことでございます。それと稼働する日数というのは、7月の間ちょっとぐらい、9月がちょっとぐらいで、余り夏の暑いときちゅうのはそう……。冬の寒いときのほうが使うことが多いのではなからうかというふうに思うわけですけども、空調については、補助金を国が出しますよというようなことで、うちのほう、申し込めばつくような事態が来ればつけると。そして、方向性としてはつけていっておるわけでございますので、つけていく方向にありますということでございます。

○議長（三角 良人） 続いて、安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 運動会の時期を検討してはというご質問でございます。小中学校の運動会・体育会及び幼稚園・保育園の運動会につきましては、まず、議員各位におかれましては、毎回御参加いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。10月もまた、幼稚園・保育園ありますので、よろしく申し上げます。

さて、御質問の運動会・体育会については、文部科学省の学習指導要領の中で、特別活動の中に規定があります。規定の内容は、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」となっております。この学校行事の一つが運動会・体育会ということになります。本町においては、小中学校の運動会・体育会が5月になった理由について、2点から説明させていただきます。

第1点目は、本町が2学期制を取り入れたことです。具体的に述べますと、須恵町では、平成17年4月1日から2学期制の試行を行い、本年度で12年目を迎えております。3学期制から2学期制に移行するとき、学校では、総合的な観点から行事の見直しを行っております。それまで、運動会・体育会については、中学校が平成2年度より5月、小学校においては、秋の実施と

5月の実施が混在しておりました。2学期制の試行が始まり、町全体の小中学校の運動会・体育会が5月の実施となりました。その理由として、学校では9月が前期修了時期であり、通知表にかかわるテストの実施、あるいは前期のまとめと成績処理を行わなければならないからです。

2点目として、5月実施は、年度の早い時期に学年・学級のまとまりをつくることのできるということです。これは、先ほど述べました学習指導要領に基づいて、人間関係の形成、集団における連帯感を深めるため、5月に運動会・体育会を実施し、早い時期に取り組むことによって、学年・学級集団のまとまりを図るなど、学校経営に生かしていくメリットがあります。現在、糟屋地区の学校では、中学校は5月の実施となっております。小学校においては、篠栗町、宇美町は秋に実施されております。他の6市町については、2学期制あるいは3学期制問わず、5月に運動会・体育会が実施されております。以前、ほとんどの学校が、私も子どもころ、全部秋に実施しておりました。しかし、夏休み後の練習になると、まだまだ残暑厳しい時期でもあり、熱中症になることも5月実施の変更理由に上げられます。また、10月あるいは11月の秋の開催については、中学校では、大事な進路についての生徒指導の時期に当たりますので、この時期の開催は難しいのではないかと考えます。そして何より、学校行事に加え、地域行事あるいは社会体育行事等もこの時期に集中しており、行事を入れるすき間がないのが現状です。以上の点から、開催時期につきましては、5月の開催が現時点では適切であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 今、町長から温かい答弁をいただいたような気がします。それ、2億円からかかることで、本当にお金がかかることで、本当に質問させて申しわけないと思ってるんですけども、やはり基本が、先ほどもちょっと言いましたように、大体毎年、ラニーニャ現象とか何かあって、温暖化の関係で、毎年1度ずつぐらいうんと気温が上がっていくような、そういうふうにも書かれておりますので、将来を見据えて、お願いをしたいと。子どもの健康が第一でございますので、そういうことで今回質問させていただきました。補助金がつくのを望むわけでございますけど、つけば、順次できるところから設置、導入していただきたいということでお願いをしたいと思っております。

それと、2項目めの運動会の件ですけども、教育長の言われたことにつきましては、よく私も理解をしているつもりでございます。新学期を迎えて、1年生が4月に入学して、交流を深めながら運動会をするということでございますが、何ていいますか、気温から見ても、今までの統計があるんですけども、5月と11月から、やはり11月のほうが気温も低いし、過ごしやすいということと、PM2.5も、特に1月から5月が非常に集中をするということでございます。昨

年も、ちょっと熱中症、気温の関係なんですけども、第二小学校は運動会前に熱中症がちょっと出たわけでございますので、今後のことも含めて、二度とそういうことが出ないような形が、一番私が……、望みでございましたので、検討していただきたいなというふうなことで出したわけでございますが、今、教育長の答弁の中じゃ、もう検討する余地はなし、5月に開催ということで、検討する余地もないんでしょうか、教育長。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 今のところ、検討する余地はないという……。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） もうわかりました。これ以上言うても無理じゃろうと思いますので。

ただ、宇美町と篠栗町が秋に開催されているということでございまして、何ていいますか、そこはその持論があると思いますし、先ほど町長のほうからもちょっと出とったんだけど、何ていいますか、時期をずらして、例えば、夏休みあたりがほかから比べたら、8月の24、5日ぐらいから行ってますよね。よそは、3学期のところは9月からになりますので、そういうふうなことも含めて、土曜日の活用というか、土曜日も授業していいっていうのが文科省からはっきり出ているわけで、これをどうしなさいというわけじゃない、検討していかなくちゃいけないと思います。暑さ、気象状況を考えて、土曜日の生かし方とか、それとか時期をずらすとかっていう形をすれば、若干エアコンの問題も解決するんじゃないかというふうに考えております。質問じゃございません。今後とも、この件につきましては、いろいろお金に関わることで、財政面には非常に大変でございますし……。それで、ちょっと言うのを忘れておりました。須恵町も、町長の話じゃないけども、子育て世代の人口がどんどんどんどん増えていきよるということで、やはり住みやすいから須恵町に来てる若い夫婦、若い世帯の方が増えてきておりますので、今後この問題につきましても、さらに検討を望むわけでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三角 良人） これにて、一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は9月14日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時24分散会
